

宇治市監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 15 日

宇治市監査委員

小 山 茂 樹

森 真 二

水 谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成29年度上下水道部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成30年1月4日から同年2月22日まで

第4 監査の概要

この監査は、上下水道部水道総務課、営業課、工務課、配水課、水管理センター及び下水道計画課における事務事業のうち、主として平成29年4月1日から同年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

水道料金及び公共下水道使用料収入状況（水道総務課・営業課）

委託料支出状況

工事請負費支出状況（水道総務課・配水課・水管理センター）

賃借料支出状況（水道総務課・工務課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 水道総務課

(1) 委託料支出状況について

特になし。

なお、平成 26 年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 工事請負費支出状況について

特になし。

2 水道総務課・営業課

(1) 水道料金及び公共下水道使用料収入状況について

特になし。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

3 水道総務課・工務課

(1) 委託料支出状況について

特になし。

なお、平成 26 年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 賃借料支出状況について

特になし。

なお、前回定期監査等において、複数年度にわたる土地賃貸借契約について、債務負担行為の設定又は契約条項中に解除規定のないものが見受けられたと指摘した点については、今回も一部に同様の状況が見受けられた。しかしながら、新年度以降改善される見込みである。

4 水道総務課・配水課

(1) 委託料支出状況について

特になし。

(2) 工事請負費支出状況について

特になし。

5 水道総務課・水管理センター・下水道計画課

(1) 委託料支出状況について
特になし。

(2) 工事請負費支出状況
特になし。